

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業

日本の社会保障制度における社会的包摂  
(ソーシャル・インクルージョン) 効果の研究

平成16～18年度 総合研究報告書

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 阿部 彩

平成19(2007)年3月

## 参加研究者名簿

- 主任研究者： 阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長)
- 分担研究者： 後藤 玲子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)
- 大石 亜希子 (千葉大学助教授)
- 西村 幸満 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部  
第2室長)
- 菊地 英明 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第2  
室研究員)
- 研究協力者： 府川哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)
- 小塩隆士 (神戸大学教授)
- 藤原千沙 (岩手大学助教授)
- 田宮遊子 (神戸学院大学講師)
- 稲田七海 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部  
客員研究員)

## 目 次

### I. 総合研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果  
の研究 総合研究報告（主任研究者）

..... 阿部 彩	3
(分担研究報告書)	
..... 阿部 彩	11
(分担研究報告書)	
..... 大石亜希子	17
(分担研究報告書)	
..... 後藤玲子	21
(分担研究報告書)	
..... 西村幸満	31
(分担研究報告書)	
..... 菊地英明	35

### II. 平成 18 年度総括研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果  
の研究 平成 18 年度総括研究報告（主任研究者）

..... 阿部 彩	41
(分担研究報告書)	
..... 阿部 彩	47
(分担研究報告書)	
..... 大石亜希子	51
(分担研究報告書)	
..... 後藤玲子	53
(分担研究報告書)	
..... 西村幸満	59
(分担研究報告書)	
..... 菊地英明	63

### III. 平成 18 年度分担研究報告

#### 1. 日本における社会的排除指標の作成

- (報告)「日本における社会的排除指標の作成：社会生活に関する実態調査 概要」  
..... 阿部 彩 71
- (別添 1)「社会生活に関する実態調査」調査票
- (別添 2)「社会生活に関する実態調査（平成 17 年度、18 年度）」集計結果

- (論文)「日本における社会的排除の実態：マイクロデータを用いた計測と国際比較」  
..... 阿部 彩 113
- (論文)「排除されているのは誰か—「社会生活に関する実態調査」からの検討」  
..... 菊地英明 127
- (論文)「就業の二極化と社会的排除—「貧困対策」を超えたアプローチに向けて」  
..... 西村幸満 153  
卯月由佳

#### 2. 社会保障制度による社会的包摂効果の計測

- (論文)「貧困・相対的剥奪とライフ・イベントの関係について」  
..... 大石亜希子 177
- (論文)「The role of the wife's labor supply on family earnings distribution in Japan」  
..... 大石亜希子 189  
安部由起子
- (論文)「実質的自由の実質的保障を求めて  
—ロールズ格差原理と潜在能力理論の方法的視座—」  
..... 後藤玲子 205
- (論文)「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」  
..... 後藤玲子 231

- (論文) Winners and Losers over the 1990s Business Cycles in Germany, Great Britain, Japan, and the United States  
..... 小塩隆士 245
- (論文) Social security and intra-generational income redistribution in Japan  
..... 小塩隆士 257
- (論文) Social security and intra-generational income redistribution in Japan  
..... 小塩隆士・府川哲夫 291
- (論文)「低所得層の拡大と五分位医療費：1987～2002 年所得再分配調査」  
..... 府川哲夫 319

3. 被排除者をめぐる分析		
(報告)「母子世帯になってからの期間と生活水準」		
(論文)「母子世帯となってからの期間と勤労所得」		
.....	阿部 彩	325
(資料)「児童扶養手当の受給と支給停止の分析」		
「母子世帯の生活変化調査(当事者団体調査)の特徴—サンプルバイヤスについて—」		
.....	藤原千沙	345
(論文)「母子世帯の母親を対象とした就業支援策の有効性」		
.....	田宮遊子	355
(資料) 母子世帯の生活の変化調査 結果概要		365
集計表		
調査票		
(論文)「ホームレス経験者のライフヒストリーにみる社会的排除—包摂		
—中間居住施設入所者へのインタビューから—」		
.....	稲田七海	385
IV.	研究成果の刊行に関する一覧表	409
V.	資料	
1.	平成18年度活動報告	417
2.	EU 社会的排除指標による国際比較	
.....	阿部 彩	420
3.	子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策	
.....	阿部 彩	423
4.	(論文英訳) "Measuring Social Exclusion in Japan"	
.....	阿部 彩	451

## Ⅱ. 平成 18 年度 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
総括研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

平成18年度

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本年度は、本研究で行われた「社会生活に関する実態調査」「母子世帯の生活の変化調査」の分析が主に行われた。結果として、以下が明らかとなった。第一に、男性、50歳代、単身男性、仕事がない人々（主婦と退職者を除く）、男性の非正規就業者が、社会的排除のリスクが高い。第二に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高い。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、成育環境（15歳時の経済状況や家族構成）という極めて人生の初期の段階における不利も現在の職業や低学歴のみならず、現在の社会的排除に影響している。第三に、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第四に、就業形態と社会的排除（政治参加や社会関係）の関係が示唆される。母子世帯の調査からは、母子世帯の経済状況は母子世帯となってからの期間がたつにつれて子どもの成長などに伴う支出の増大と勤労収入の微増が交錯し、二極化する傾向がある。勤労所得の増加は、正規雇用である場合は若干期待できるがそうでない場合は期待できない。

分担研究者

大石亜希子 千葉大学 助教授  
菊地英明 国立社会保障・人口問題研究所、研究員  
後藤玲子 立命館大学 教授  
西村幸満 国立社会保障・人口問題研究所 室長

ョン）」概念を確立し、社会保障制度の企画立案に係る政策評価指標として活用する可能性を探るものである。

社会的排除の理論的発展の整理を試みた菊地論文（巻末掲載）によると、社会的排除とは、脱工業化、グローバル化、福祉国家の（不適切な）政策的介入を背景に生ずる、特定地域・集団の直面する困難（雇用の喪失など様々な現象がある）であり、福祉国家の介入のあり方を変え、排除に直面している諸個人ないしはコミュニティを社会の一員として算入させるアプロー

A. 研究目的

本研究の目的は、我が国において「社会的排除と包摂（ソーシャル・インクルージ

チである。本研究は、こういった社会的排除概念を念頭に、社会調査という手法を用いて排除に面している諸個人ないしはコミュニティの「発見」および排除の状況を明らかにするものである。

## B. 研究方法

### ①日本における社会的排除指標の作成

平成 16、17 年度は、海外における社会的排除－包摂概念の整理および社会的排除を測定することを目的とした諸研究のサーベイ、国内における社会調査のサーベイを行い、それらを基に、新規の調査の設計を行った。その結果、平成 18 年 3 月に、A 市の住民基本台帳から無作為抽出された 1,600 名を対象とした「社会生活に関する実態調査」が行われた。社会的排除の次元として取り上げられた項目は以下の通りである：低所得、相対的剥奪（社会的必需項目の欠如）、社会保障制度からの排除、労働の不安定性、社会ネットワークの欠如、社会生活（選挙、町内活動等）の欠如、住宅の不安定性、金銭的緊張度（借金の有無など）。

平成 18 年度には、「社会生活に関する実態調査」の分析が以下の方法を用いて行われた。第一に、個々人の現在の各次元における社会的排除の状況を集約した複合変数（社会的排除指標）を作成し、年齢・性別・所得階級・世帯類型などとの関係が分析された。第二に、社会的排除の状況と、現在および過去の要因（所得、世帯類型、年齢、20 歳からの雇用歴、最初の職など）との関係が模索された。第三に、個人のライフコースのイベント（離婚・離職・傷病など）と社会的排除の関係が分析された。第四に、特に若年層の社会的排除に着目し、若年層の中での社会的排除の状況の違いをもたらすものが何かを分析する。

### ②既存の社会保障制度による、社会的包摂効果の計測

厚生労働省『所得再分配調査』、また、「所得再分配調査」を用いて 1980 年代から 2000 年代にかけての不平等率・貧困率の推移を計測し、その要因分析を行うとともに、社会保障制度・税制度の効果を計測した。

### ③被排除者をめぐる課題の再検討

被排除者の典型として、母子世帯とホームレス（野宿者）を分析対象とし、母子世帯については質問紙による「母子世帯の生活の変化調査」（平成 18 年 8・9 月実施）、ホームレスについてはインタビュー調査（平成 18 年度実施）を行って、彼らの現状および政策課題について検討を行った。「母子世帯の生活の変化調査」は、調査紙ベースによる調査であり、母子世帯を主な会員とする当事者団体 8 団体に、調査票の配布・回収を依頼して行われ、平成 18 年 8 月から 9 月にかけて各団体の会員および各団体が実施する講座・講演などの参加者に郵送または手渡しで配布・回収された。調査対象は、母子世帯およびかつて母子世帯であった世帯（以下、寡婦世帯とする）である。計 1,922 通の調査票が配布され、470 通が返送された

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏らないように細心の注意を払うこととした。

## C. 研究成果

①「社会生活に関する実態調査」から得られた知見は以下の通りである。

調査に含められたさまざまな社会的排除を示す項目について満たされていない状態である人々が少なからず存在する。その割合



の幅は広く、1%未満から数10%となっている。一番、欠如率が低い項目は、耐久財であり0.5%（テレビ、冷蔵庫）から3.6%（ステレオ）となっている。この率はOECD平均と比較しても少なく、日本社会が物的に豊かであることを表している。しかし、耐久財の10項目を総合的にみると、これらのうち1項目以上の品が「経済的に持てない」とする割合は約1割となる。また、医療（必要な時に経済的な理由で医者にかかることができない＝2.2%）であり、日本の医療制度の成果が感じられる（同様の質問について、OECD諸国の平均は10%である。Boarini, & Mira d'Ercole 2006）。しかし、2.2%の人が必要なときに医療を受けることができない状態であることは、国民皆保険を理念として掲げている日本の医療制度にとっては憂慮すべき問題といえるであろう。逆に、排除率が高い項目は、「社会活動」の分野である。社会活動をみると、ボランティア・社会奉仕活動では49.1%、町内会・PTAなどの地域組織では38.6%の回答者が、関心はあるが参加できない状態である。社会活動の6項目を合わせて1項目以上の項目で排除されているのは66.1%と回答者の過半数となる。また、欧米の類似調査において必ずといってよいほど含まれる「泊まりがけの家族旅行」（35.1%）や「家族での外食」（37.4%）においても高い率の回答者が満たされていない。また、公共施設も高い率で「使いたい、使えない状態」となっている（図書館25.4%、スポーツ施設32.4%等）。公共施設の項目を合わせると、半数近い（45.2%）回答者が一つまたは複数の施設・サービスから排除されていると考えられる。

②所得格差の動向についての分析の成果は以下にまとめられる。

第1に、税や社会保障制度の再分配効果は、

高齢層では高いものの、現役層では小幅にとどまっている。とくに税の再分配効果は、高齢層で大幅に低下している上に、稼働所得の高い中年層でも低下している。第2に、共稼ぎの増加が所得格差を拡大しているという指摘がされることがあるが、世帯全体ベースでは、高齢化によって共稼ぎが可能な年齢層のシェアは減少しており、大きな影響を及ぼしていない。第3に、子どもの貧困率が上昇しており、最近時点では子どもは高齢者と同程度の貧困リスクにさらされている。

③母子世帯を対象とする被排除者の研究から、以下の結果が得られた。まず、母子世帯の過半数は、母子世帯となったところに比べ生活が苦しくなったと答えており、「よくなった」とする割合を若干超えている。経済的生活意識や生活感は、母子世帯となってからの期間が長引くにつれて両極化する傾向がみられ、特に母子世帯となってから5年から10年の世帯にはこの傾向が強い。また、支出側面からみると、子どもが大きくなるにつれて教育費や食費が増加しており、母子世帯の経済状況を圧迫している。一方で、母子世帯の母親の勤労収入は微増であるが増える傾向がある。特に、母子世帯となってから3年目までは当初の所得が極端に低いために、上昇率が高い。しかし、3年以降は上昇率が減り、場合によっては殆ど横ばいとなる。母子世帯の母親の勤労所得は、母親の年齢や子どもの年齢などの個人の属性による影響は少なく、雇用形態や勤続年数（i.e.勤続年数が加算されるような職場か）によって左右される部分が多い。

#### D. 考察

第一に、社会的排除のリスクが高いとしてクローズアップされる人々のプロフィールは、男性、50歳代、単身男性、仕事がな

い人々（主婦と退職者を除く）である。彼らは、特に社会関係や社会参加が希薄であり、場合によっては、基本ニーズや物質的剥奪などの次元においても欠如・剥奪状態にある。第二に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高いことである。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、成育環境（15歳時の経済状況や家族構成）という極めて人生の初期の段階における不利も現在の職業や低学歴のみならず、現在の社会的排除に影響している。第三に、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第一の知見で発見された潜在的な被排除者は、必ずしも所得ベースで貧困であるわけではない。また、第二の知見で言及する様々な過去の不利は、必ずしも現在の低所得に結びついているわけではない。さらに、低所得と他の次元の社会的排除との関連性も薄い。第四に、就業形態と社会的排除（政治参加や社会関係）の関係が示唆される。男性では正規就業に比べて非正規就業と自営業で政治参加の欠如のリスクが高い。一方、女性では自営業に比べて正規就業と非正規就業で欠如のリスクが高い。また、社会関係については、特に非正規就業の男性が最もリスクが高い。

「母子世帯の生活の変化調査」の結果を用いた推計によると、母子世帯の勤労所得は、雇用形態がよい場合（正規で継続雇用が続けられる場合）は、ある程度上昇すると推計されるものの、悪い場合（フルタイム・パートや、短時間勤務、断続雇用）には3年目以降の上昇は望めない。また、よい場合においても、その上昇度合いは必ずしも大きいものではなく、児童扶養手当の全額廃止の所得制限（365万円）に母子世帯となって5年目の時点で達することができるのは例外的なケースであるといえる。

## E. 結論と政策的含意

これらの知見から、社会的排除が、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象であることが改めて確認されたといえよう。社会的排除は、所得という *medium* を通さずに、過去からの不利が蓄積された結果として起こりうる。それは、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしていよう。

これら社会的排除の包括的な知見から具体的な政策提言を導き出すのは難しい。しかし、ホームレスや母子世帯など、具体的な被排除者に対する政策については以下の考察が得られた。母子世帯の所得を増加させる最も有効な手段は、雇用形態の改善である。特に、正規の職に就けるか否かが将来的な所得の上昇見込みに大きく反映する。母子世帯の母親が、正規職に就く割合は、年数とともに上昇するものの、学歴、高年齢など不利な条件を背負った人々にとっては、これは簡単なことではない。実際に、10年目であっても、短期、フルタイム・パートである人が4割近く存在する。これらの人々が正規職に就けるような実行可能、かつ、有効な政策が同時に追求されない限り、児童扶養手当の有期化はすでに生活水準が低く、貧困率も高い母子世帯の経済状況をさらに悪化させることとなろう。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

阿部彩 (2007a) 「日本における社会的排除の実態」 堀橋孝文・武川正吾・福原宏幸 編『社会政策の新しい課題と挑戦：社会的排除の現状と社会政策（第一部）』法律文化社 2007年5月予定

阿部彩 (2007b)「日本における社会的排除指標の構築と計測の試み」日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン—格差社会の処方箋』中央法規、2007年1月、203-224.

阿部彩 (2006a)「第5章 貧困の現状とその要因：1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、2006年11月、111-137

阿部彩(2006b)「日本における貧困の現状—06年 OECD 対日経済報告を読んで—」『世界の労働』第56巻第11号、日本ILO協会、(2006.11.20)、8-13.

大石亜希子 (2006)「所得格差の動向とその問題点」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究』中央経済社、2006年12月、19-36.

菊地英明 (2007)「『社会的排除と包摂』とは何か—概念整理の試み」日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン—格差社会への処方箋』中央法規出版、2007年1月、182-202.

菊地英明 (2006)「ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開」『海外社会保障研究』(No.157)、国立社会保障・人口問題研究所、2006年12月、4-15

菊地英明(2007)「生活保護改革と自立支援論—見落とされた母子世帯への所得保障への視点」北九州市立男女共同参画センター”ムーブ”編『ジェンダー白書5 女性と経済』明石書店、近刊。

後藤玲子(2006a)「ミニマムの豊かさと就労インセンティブ—公的扶助制度再考—」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『経済格差の研究』2006年、中央経済社、145-174.

後藤玲子(2006b)「ミニマム生活保障と福祉国家」『現代福祉国家への新しい道—一日

本における総合戦略」研究委員会講演、連合総研 月刊レポート DIO, No.205, 2006,7-15.

後藤玲子(2006c)「自立の社会的基盤と公的扶助」、『賃金と社会保障』, 1426号、2006年9月、4-10.

西村幸満 (2006)「若年の非正規就業と格差—都市規模間格差、学歴間格差、階層間格差の再検証」『季刊社会保障研究』第42巻 No.2, 137-148.

## 2. 学会発表

阿部彩「母子世帯となってからの期間と収入」社会政策学会第113回大会、於大分大学 (2006.10.21)

阿部彩「1980年代から2000年代の日本の貧困率の推移と要因分析」社会政策学会第112回大会、立教大学 (2006.6.3)

阿部彩「母子世帯と社会保障の実証研究」フェミニスト経済学会日本フォーラム、於同志社大学 (2006.4.22)

菊地英明「生活保護と財政・政府間関係」日本社会福祉学会第54回大会、於立教大学 (2006.10.8)

後藤玲子 Welfare Reform based on Capability Theory and Public Reciprocity: An Idea of Reformulation of Basic Income, The 2006 Annual Meeting of the Human Development and Capability Association, Groningen, Netherlands, (2006.8.29)

## G. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「日本における社会的排除指標の作成」

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本年度は、平成16年度に設計・検討され、平成17年度、平成18年度に実施された「社会生活に関する実態調査」を用いて分析を行うとともに、有識者を交えたワークショップを行いその結果を検討した。

A. 研究目的

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本年度の目的は、平成16年度に設計・検討され、平成17年度、平成18年度に実施された「社会生活に関する実態調査」を用いて、有識者などの意見も取り入れて、日本における社会的排除を包括的に分析することである。

B. 研究方法

① 調査地の選定

調査費に充当できる研究費の規模を考慮し、調査対象者を抽出する調査地区を全国に広げるのではなく、1カ所に絞ることとなった。調査地区は、調査チーム・メンバーの多くが居住する首都圏に絞り、数カ所の候補地が挙げられた。その結果、チーム・メ

ンバーに馴染みが深く、低所得層が比較的に多いと考えられるA地区が選出された。

② 調査対象者の選定

A地区に在住の20歳以上の個人を住民基本台帳から無作為に1,600人が抽出された。調査では、調査対象者個人の情報のみならず、この個人が属する世帯の情報も尋ねるため、調査対象は世帯から一人とした。調査に応じてくれた世帯には、500円の図書券を謝礼として支払っている。

③ 調査方法

調査は、その内容が多岐にわたり、また個人情報も含まれることから、調査員により訪問調査による留め置き方式とした。調査票の回収の際には、回答者が調査票に封をして調査員に渡すこととし、個人情報の流

出の予防に努めた。その後、補完調査として、不在であった対象者 400 明を対象に郵送調査（平成 18 年 5 月）を実施した。

#### ④ 調査期間

平成 18 年 2 月 本調査

平成 18 年 5 月 補完調査

#### ⑤ 回収数

結果として、計 584 票の有効回答が得られた。回収数の内訳は以下の通りである。

訪問調査 486 票（回収率 30.4%）

郵送調査 98 票（回収率 24.5%）

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏しないように細心の注意を払うこととした。

### C. 研究成果

調査に含められたさまざまな社会的排除を示す項目について満たされていない状態である人々が少なからず存在することがわかった。その割合の幅は広く、1%未満から数 10%となっている。一番、欠如率が低い項目は、耐久財であり 0.5%（テレビ、冷蔵庫）から 3.6%（ステレオ）となっている。この率は OECD 平均と比較しても少なく、日本社会が物品的に豊かであることを表している。しかし、耐久財の 10 項目を総合的にみると、これらのうち 1 項目以上の品が「経済的に持てない」とする割合は約 1 割となる。また、医療（必要な時に経済的な理由で医者にかかることができない＝2.2%）であり、日本の医療制度の成果が感じられる（同様の質問について、OECD 諸国の平均は 10%である。Boarini, & Mira d'Ercole 2006）。しかし、2.2%の人が必要となるときに医療を受けることができない状態であることは、国民皆保険を理念として掲

げている日本の医療制度にとっては憂慮すべき問題といえるであろう。逆に、排除率が高い項目は、「社会活動」の分野である。社会活動をみると、ボランティア・社会奉仕活動では 49.1%、町内会・PTA などの地域組織では 38.6%の回答者が、関心はあるが参加できない状態である。社会活動の 6 項目を合わせて 1 項目以上の項目で排除されているのは 66.1%と回答者の過半数となる。また、欧米の類似調査において必ずといってよいほど含まれる「泊まりがけの家族旅行」（35.1%）や「家族での外食」（37.4%）においても高い率の回答者が満たされていない。また、公共施設も高い率で「使いたい、使えない状態」となっている（図書館 25.4%、スポーツ施設 32.4%等）。公共施設の項目を合わせると、半数近い（45.2%）回答者が一つまたは複数の施設・サービスから排除されていると考えられる。

### D. 考察

第一に、社会的排除のリスクが高いとしてクローズアップされる人々のプロフィールは、男性、50 歳代、単身男性、仕事がない人々（主婦と退職者を除く）である。彼らは、特に社会関係や社会参加が希薄であり、場合によっては、基本ニーズや物質的剥奪などの次元においても欠如・剥奪状態にある。第二に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高いことである。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、15 歳時の経済状況という極めて人生の初期の段階における不利も現在の社会的排除に影響している。第三に、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第一の知見で発見された潜在的な被排除者は、必ずしも所得ベースで貧困であるわけでは

ない。また、第二の知見で言及する様々な過去の不利は、必ずしも現在の低所得に結びついているわけではない。さらに、低所得と他の次元の社会的排除との関連性も薄い。

#### E. 結論と政策的含意

これらの知見から、社会的排除が、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象であることが改めて確認されたといえよう。社会的排除は、所得という medium を通さずに、過去からの不利が蓄積された結果として起こりうる。それは、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしていよう。研究者としてのわれわれの課題は、過去からの不利が、どのような経路を通して、現在の社会的排除に影響するのかを解明することである。このようなプロセスを得て初めて社会的包摂が可能な政策を立案することができるのである。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態」埋橋孝文・武川正吾・福原宏幸編『社会政策の新しい課題と挑戦：社会的排除の現状と社会政策 (第一部)』法律文化社 2007.5.予定。

阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除指標の構築と計測の試み」日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン：格差社会の処方箋』中央法規、2007.1.20, pp. 203-224.

阿部彩 (2006) 「第5章 貧困の現状とその要因：1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と

政策の役割』東京大学出版会、2006.11.10, pp.111-137

##### 2. 学会発表

阿部彩「母子世帯となってからの期間と収入」社会政策学会第113回大会、大分大学 (2006.10.21)

阿部彩「1980年代から2000年代の日本の貧困率の推移と要因分析」社会政策学会第112回大会、立教大学 (2006.6.3)

阿部彩「母子世帯と社会保障の実証研究」フェミニスト経済学会日本フォーラム、同志社大学 (2006.4.22)

#### G. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「社会保障制度による社会的包摂効果の測定」

分担研究者 大石亜希子 千葉大学法経学部

研究要旨

本研究の目的は、既存の大規模統計調査や、本厚生労働科学研究で実施した「社会生活に関する実態調査」のデータを用いて、貧困に結びつく要因を探るとともに、社会保障制度や税制の社会的包摂効果を測定することにある。これらのデータの個票を使用し、各人の過去の履歴と現在の貧困状況、また、各世帯や個人の税・社会保険料拠出や社会保障給付の実態を把握するとともに、各種の不平等度指標を作成した。

格差拡大のかなりの部分が人口動態的・社会的要因によって説明され、またそれが年齢階層間の所得移転でかなり是正されているとしても、高齢層内部あるいは同一世代内の格差是正や貧困削減に現行制度が十分に貢献していない。また、15歳当時の家族構造や暮らし向きが成人後の貧困状況に影響していることも明らかになった。

A. 研究目的

本研究の目的は、既存の大規模統計調査や、本厚生労働科学研究で実施した「社会生活に関する実態調査」のデータを用いて、貧困に結びつく要因を探るとともに、社会保障制度や税制の社会的包摂効果を測定することにある。具体的には、ジニ係数や貧困率などの指標を使用して、日本の所得格差の推移とその要因を分析するとともに、公的年金や税控除、児童扶養手当といった個別の施策が人々の厚生にどのような影響を及ぼしているか、どの程度の再分配効果をもたらしているか、また、過去のどのような履歴が貧困に結びつくのかを計測する。

B. 研究方法

本研究事業で独自に実施した「社会生活に関する実態調査」、厚生労働省「所得再分

配調査」の個票を使用し、各人の過去の履歴と現在の貧困状況、また、各世帯や個人の税・社会保険料拠出や社会保障給付の実態を把握するとともに、各種の不平等度指標を作成する。

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏らないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果 と D. 考察

研究成果は以下の3つの論文にとりまとめた。

(1) 大石亜希子「所得格差の動向とその問題点」

本論文では、厚生労働省「所得再分配調査」の複数年を用いて、1980年代以降の日本の所得分配状況とその変化の要因に

ついて分析した。

主な発見をまとめると、次のようになる。

①税や社会保障制度の再分配効果は、高齢層では高いものの、現役層では小幅にとどまっている。とくに税の再分配効果は、高齢層で大幅に低下している上に、稼働所得の高い中年層でも低下している。

②第2に、共稼ぎの増加が所得格差を拡大しているという指摘がされることがあるが、世帯全体ベースでは、高齢化によって共稼ぎが可能な年齢層のシェアは減少しており、大きな影響を及ぼしていない。

③子どもの貧困率が上昇しており、最近時点では子どもは高齢者と同程度の貧困リスクにさらされている。

このように、税や社会保障制度の再分配効果は、主として現役層から高齢層へという年齢間の移転によって行われており、それぞれの年齢階層における再分配効果は小さく、また、年を追って小規模になっていることが明らかになった。

#### (2) Oishi and Abe “The role of the wife’s labor supply on family earnings distribution in Japan”

本論文では、厚生労働省「所得再分配調査」の1981年調査から2002年調査の個票に基づいて、1980年代から2000年代にかけての妻の就労パターンの変化を見たあと、妻の稼働収入が夫婦世帯間の所得格差に及ぼす影響を分析している。

主な結果は以下の通り。

①1990年代半ば以降、夫の実質所得は低下している。②これに合わせるように40代の妻の就業率の上昇が観察される。③妻が就業して稼働所得を得ることは、世帯間の所得格差を2～5%程度縮小させる効果を持っている。

#### (3) 大石亜希子「貧困・相対的剥奪とライフ・イベントの関係について」

本論文は「社会生活に関する実態調査」

に基づき、失職、疾病、離婚、子どもの誕生といった出来事や、15歳当時の家族構造と暮らし向きが、学歴達成や調査時点での貧困にどのように結びついているかを計量的に検討している。

主な発見は次の通りである。第1に、年齢や性別をコントロールした上でも、失職などのライフ・イベントは貧困との関連が強い。第2に、成育環境は成人時における貧困と有意に関連している。第3に、ひとり親世帯で育った個人や、15歳当時の暮らし向きが悪かった個人は低学歴にとどまる確率が高い。

#### E. 結論と政策的含意

本研究は、最近とりわけ注目されるようになっていく所得格差をめぐる議論や貧困の世代間連鎖についての議論の土台になり得るとともに、所得再分配政策の在り方にも一定の示唆を与えるものである。とりわけ、格差拡大のかなりの部分が人口動態的・社会的要因によって説明され、またそれが年齢階層間の所得移転でかなり是正されているとしても、高齢層内部あるいは同一世代内の格差是正や貧困削減に現行制度が十分に貢献していない、という事実は重要である。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

大石亜希子「所得格差の動向とその問題点」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究』中央経済社、2006年12月、19-36.

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的所有権の取得状況

なし



厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

平成18年度

主任研究者 後藤玲子 立命館大学教授

研究要旨

本研究の目的は、人々が直面している困難や困窮に対する経済的支援を行いながら、同時に、個々人のさまざまな種類の活動意欲を支える福祉制度を構想することにある。そのポイントは、多様な評価軸のもとで個々人の行いや在りように経済的評価を与えること、「働くことができるときは働き、余裕があれば提供し、困窮しているときは受給する」ルールを具体化することである。それは、ローカルな経済活動、および普遍的市場とは整合的ではあるものの、市場とはまったく異なる論理と目的——個々人の困難や困窮に対する公共的な援助——をもった公的扶助制度を備える点に特徴がある。だが、市場とは異なる論理をもった制度を構想する際には、かならず寄せられる批判がある。ミニマムな生活が社会的に保障されるとしたら、人々は就労意欲を失うだろうというものだ。本稿の関心は、第三に、「就労インセンティブ」問題と呼ばれるこの問題に向けられる。実は上記の制度は、人々が就労意欲を断念しないでよい制度、人々が現にもつ、あるいはもとうとしている就労意欲を手放させない制度として構想されている。人々の就労意欲を支える一つの鍵は、自分自身を広やかな相互性（本稿ではそれを「公共的相互性」と呼ぶ）の文脈に見出すことに求められる。

A. 研究目的

正義と貧困は異なる性質をもった概念である。にもかかわらず、貧困を正義と結びつけて論ずるとしたら、議論は、おのずと明確な方向性をもつことになるだろう。正義の観点は、貧困を、別の喜びや満足によっては代替不可能な問題として位置づけること、また、他のさまざまな問題との関連性に留意しつつも、貧困それ自身の問題性に着目すること、さらに、貧困への抵抗、貧困の回復を広く社会的な責任として位置づけることを要求する。だが、その一方で、貧困を正義の観点から論ずることには次の

ような問題がある。正義の観点は、貧困という状態とそうでない状態との間に、明白な断絶をおくことになるが、その断絶が、貧困者とそうでない人びととの間の断絶に置き換えられるおそれをもつ。また、正義の観点は貧困を、社会的に対処すべき問題（すなわち社会問題）として明確に位置づけることになるが、その位置づけが、貧困がもつ個別的な意味の捨象につながるおそれがある。このような問題に関しては、本稿の最後で考察したい。

B. 研究方法

現代日本社会で、貧困を正義とむすびつけて論ずることの意味は、困窮を根拠として給付を行う仕組み（たとえば生活保護、無拠出年金、手当、無償給付：ここでは公的扶助と呼ぶ）は正義にもとる、という人びとの常識的な直観に、いささか逆説的だが、読み取れる。そこには、困窮と偽って不正受給している人びとに対する義憤に混ざって、そもそも働かないで食べていくことをゆるすしくみは不公正だ、何ら義務の遂行をとまなわない権利の享受は不当だ、などの声が含まれる。一方、そのより積極的な意味は、困窮している人びと（国内であれ、国外であれ）を見送ることは、端的に、許されないはずだという、人びとが漠然と抱いている正義の感覚に求められる。

本稿では、第一に、正義の規範理論を手がかりにしながら、これらの直観や感覚の確からしさを吟味した。結論的には、公的扶助を支える独自の正義概念が存在すること、それは市場や他の社会福祉制度を支える正義概念と両立可能であること、しかも、ある場合には、それは他の正義概念に優先して適用されるべきことが確認された。

#### （倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏れしないように細心の注意を払うこととした。

#### C. 研究成果

制度の公正さに関する人びとの認識が、制度を支えようとする人びと自身の姿勢に少なからぬ影響を与えたとしたら、また、正義にもとると直観される制度を、ひとはあえて支えようとはしないとしたら、このように公的扶助の公正さを再検討することには意義があるといえるだろう。だが、ここには限界もある。公正だと信ずる制度であれば、ひとはかならずその制度を支え続け

ていこうとする、とはかならずしもいえないからだ。先述したように、正義は、人びとのアクションを広く喚起するちからをもつ。だが、個人のコミットメント——この場合は、就労と納税、資源の拠出を通じた公的扶助制度への協力——の持続性までは保証できない。公的扶助は確かに正義に適しているという認識・信念をもつことと、働き納税できるかぎり、自分が（も）その制度を支える行為をとり続けていくことの間には、少なからぬ距離がある。

その距離は、働かなくとも食べていけるなら、だれも働こうとはしないだろうという常識的な憶測、あるいは、他の人びとも働くという保証（法的あるいは経済的拘束力）がないとしたら、人は自分が働くという戦略を選びはしないだろう、というゲーム論的推測を招きがちだ。公的扶助のしくみを設計するうえで、これらは致命的な問題となる。互いの憶測が憶測を呼び、実際に、働き資源を提供する人びとがほとんどいなくなるとしたら、公的扶助の仕組みが成り立たない、あるいは、形はあっても、給付の内実が急激に低下することをくい止められないからだ。

本稿では、第二に、「就労インセンティブ問題」と呼ばれるこの難問に、「公共的相互性」（後藤、2006a,b）の概念をもって答えたい。その要点は、「困窮している場合には、基本的福祉に十分な公的給付を受ける」権利を無条件的なものとして確立したうえで、「働き、提供できるときには、働き提供する」倫理的な義務を支える論理を探ることにある。

非対称性をつかみとろうとする正義の観点に対して、公共的相互性の概念は、広範囲の人びとの間に成立しうる緩やかな対応性、受給者と非受給者との対称性を描き出す。誰が何といおうと制度の公正さを自分は信ずる、ただし、実際に制度にコミット

するとなると、他者の行為が気にかかる・・・、そのような現実があるとしたら、公共的相互性の概念は、個人の信念と社会的行為を、ゆったりと結ぶ概念となるだろう。

#### D. 考察 と E. 結論と政策的含意

働いて提供することは、常に、本人の利益に添うとは限らない。働かないこと、提供しないことが本人の利益を高めることもあるだろう。たとえそうだとしても、公的扶助ルールは「働いて提供できるなら、そうしなさい」と要請する。その意味で、この要請は義務と呼ばれる。もちろん、ここでいう義務とは、倫理的義務であり、法的拘束力をもたない。公共的相互性への信頼を、かろうじて保つほどの強さでしかない。広やかな対応性をもった社会的文脈の中で、働くことの意味を確かめることができればよい。

だが、それが、「衡平としての正義」が豊かに実現している社会であったとしたら、どうだろうか。たとえば、労働市場における賃金や就労条件の衡平性が実現されるとしたら、また、よりローカルな文脈で、互いの行いや在りようがもたらす多様な貢献や意味が、市場的評価——人びとの集合的な需給バランスで自動的に定まる——を越えて、正しく評価され、経済的報酬につながるしくみがあるとしたら、「働き提供できるなら、働き提供すること」は、もっと本人の利益に添ったものとなるかもしれない。

また、公共的相互性がそれ自体、——ひととひととの直接的な関係性と同様に——個々人に喜びを与えるものであるとしたら、「働き提供できるなら、働き提供すること」が、本人の利益に添ったものとなる可能性は、より高まるだろう。このような場合、「働き提供できるなら、そうしなさい」という要請を、ことさら義務と呼ぶ必要性は、

ますます薄まっていくにちがいない。

先述したように、異なる正義の概念は、異なる要請をもち、異なる結果の集合を導出する可能性をもっている。ただし、それぞれは、互いに両立不可能な要請ではない。個々人の行いや在りようがもたらす多様な貢献や意味を経済的にも正しく評価するしくみ、特定の人びとが被るおそれのある社会的・経済的不利益を適切に矯正するしくみ、困窮しているという事実に対処するしくみ、それらを兼ね備えた社会は存在しうる。

そのような社会は、そうでない社会に比べて、互いに分かち合うことのできる価値を、個人の利益——私的な、また相互的な利益——の観点とさほど抵触しないかたちで、創造しやすい社会となるだろう。また、個々の人びとが被った不正義への抵抗、不正義からの回復の道すじを——広く社会的に対処すべき問題である点を確認しつつも——、より個別的な文脈を尊重しながら、考案することを可能とするだろう。

だが、正義が融通の利かない概念であることは確かだ。正義の観点から貧困を論ずることは、貧困をそうでない状態から断絶し、当事者を他の人びとから断絶することにならないだろうか。公的扶助を独自の正義概念で特徴づけることは、他制度からの分断につながらないだろうか。最後にこの点を考察して結びに代えよう。

生活保護制度に、貢献に応じた報酬の原理を導入しようとしたり、受給者に就労義務を課そうとする提案は、他制度と同様の——衡平としての正義という、より常識的な——正義概念を貫くことによって、受給者を制度的に孤立化させないための——「スティグマ」をとり除くための——巧妙な策であると考えられるかもしれない。

だが、そのような配慮は、1つの正義概念をすべての領域に援用する過ちをおかす

ことになりかねない。その結果、衡平性以外の正義概念によって守るべきひとの価値を損ねる結果になりかねない。たとえば、労働を受給の資格要件とし、生存権の適用可能性を制約すること、自立プログラムへの不参加をもって受給を打ち切ることなどの弊害を招くおそれがある。

貧困への抵抗・貧困からの回復を、当事者たちの責任に帰するのではなく、広く社会的責任として要請するためには、共感や理性に支えられた正義の観点が必要となる。しかも、困窮という事実迅速に対処し、ひとの存在を守り抜くためには、衡平としての正義とは異なる基本的福祉の保障としての正義の概念が不可欠となる。留意すべきは、次の点である。正義の概念がつかみだす非対称性——貧困とそうでない状態との——は、「ひととしての等しさ」を脅かすものではない——貧困か貧困でないかの相違はひととしての等しさを打ち消すものではない——。むしろ、ひととしての等しさを守り抜くためのものである。上述した「公共的相互性」は、その等しさに関係性において示すものである。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

「ミニマム生活保障と福祉国家」現代福祉国家への新しい道——日本における総合戦略」研究委員会講演、連合総研 月刊レポート D10, No. 205, 2006, pp. 7-15

「自立の社会的基盤と公的扶助」、『賃金と社会保障』, 1426号(9月下旬号), 2006年, pp. 4-10.

「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」、『社会福祉研究』, 2006年, 第97号, pp. 32-40

「世代間正義の原理とその制定手続き ——ロールズ社会契約論再考」, 鈴木興太郎編『世代間公平性の論理と倫理』, 東洋経済新報社, 2006, pp. 337-358.

「アマルティア・セン——近代経済学の革命家——」八木紀一郎・高哲男・鈴木信雄・大田一廣編『新版経済思想史——社会認識の諸類型』, 名古屋大学出版会, 2006年, pp. 327-341.

「暮らしと正義」第3回日本グループホーム学会大会報告基調講演、『季刊 グループホーム』, vol. 10, 2006年.

「アメリカ合衆国」(阿部彩・斉藤拓との共著)、萩原康夫・松村祥子・宇佐美耕一・後藤玲子編『世界の社会福祉年鑑 2006』, 旬報社, 2006年. pp. 221-261.

「ミニマムの豊かさと就労インセンティブ ——公的扶助制度再考——」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『経済格差の研究——日本の分配構造を読み解く』, 中央経済社, p. 145-174, 2006年.

「福祉」, 「ニーズ」, 「財」, 「効率」, 「市場の失敗」, 「モラル・ハザード」, 「混合経済」, 「ジョージ・スティグラール」, 大庭健他編集『現代倫理学事典』, 弘文堂, 2006年.

「<実質的自由>の実質的保障を求めて ——ロールズ格差原理と潜在能力理論の方法的視座」, 季刊『経済理論』, 第43巻, 第4号, p. 41-54, 2007年.

### 2. 学会発表

「正義と公共的相互性」, 第15回現代規範理論研究会, 一橋大学経済研究所共同研究